

# 木造住宅 構造耐震の扉 第4回

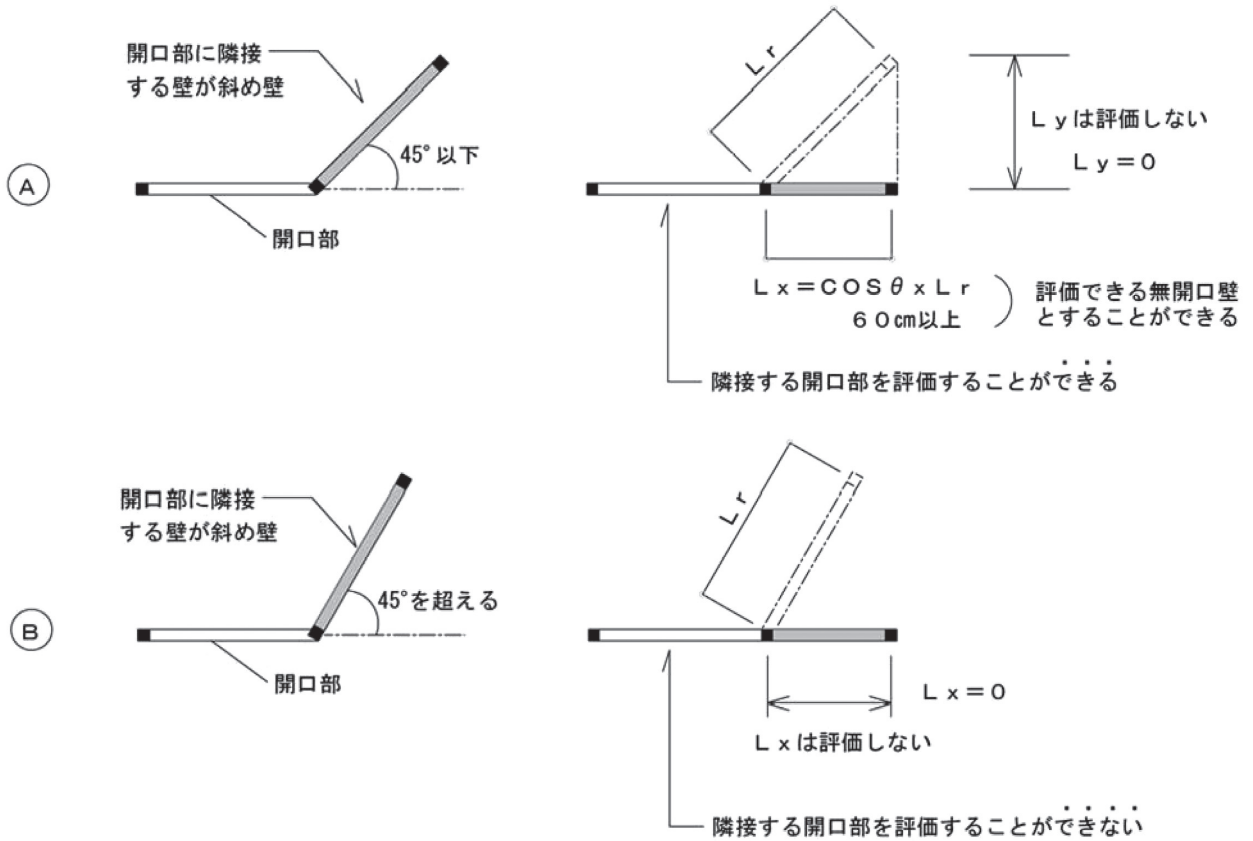
## 「耐震診断上における開口部の評価の考え方」

西澤 博文（船橋支部）

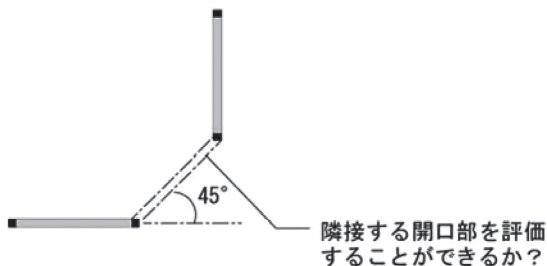
前回のシリーズでは「木造住宅の構造設計の考え方」で、現在の建築基準法の値が不足しているなど、設計に当たっての注意事項を3回に渡り掲載して載きました。

今回のシリーズでは、平成24年改訂になった「木造住宅の耐震診断と補強方法」の”その他の耐力”25%という評価が、比較的新しい建物、耐震補強した建物では、過大評価の傾向に成るため見直されて、多くの実績の実施によるデータの充実が計られ、耐力等の再評価され、腰壁・垂れ壁付き有開口壁の量に基づく評価に改善されました。引き続き第4回も「耐震診断上における開口部の評価の考え方」について図で分かり易く記述します。

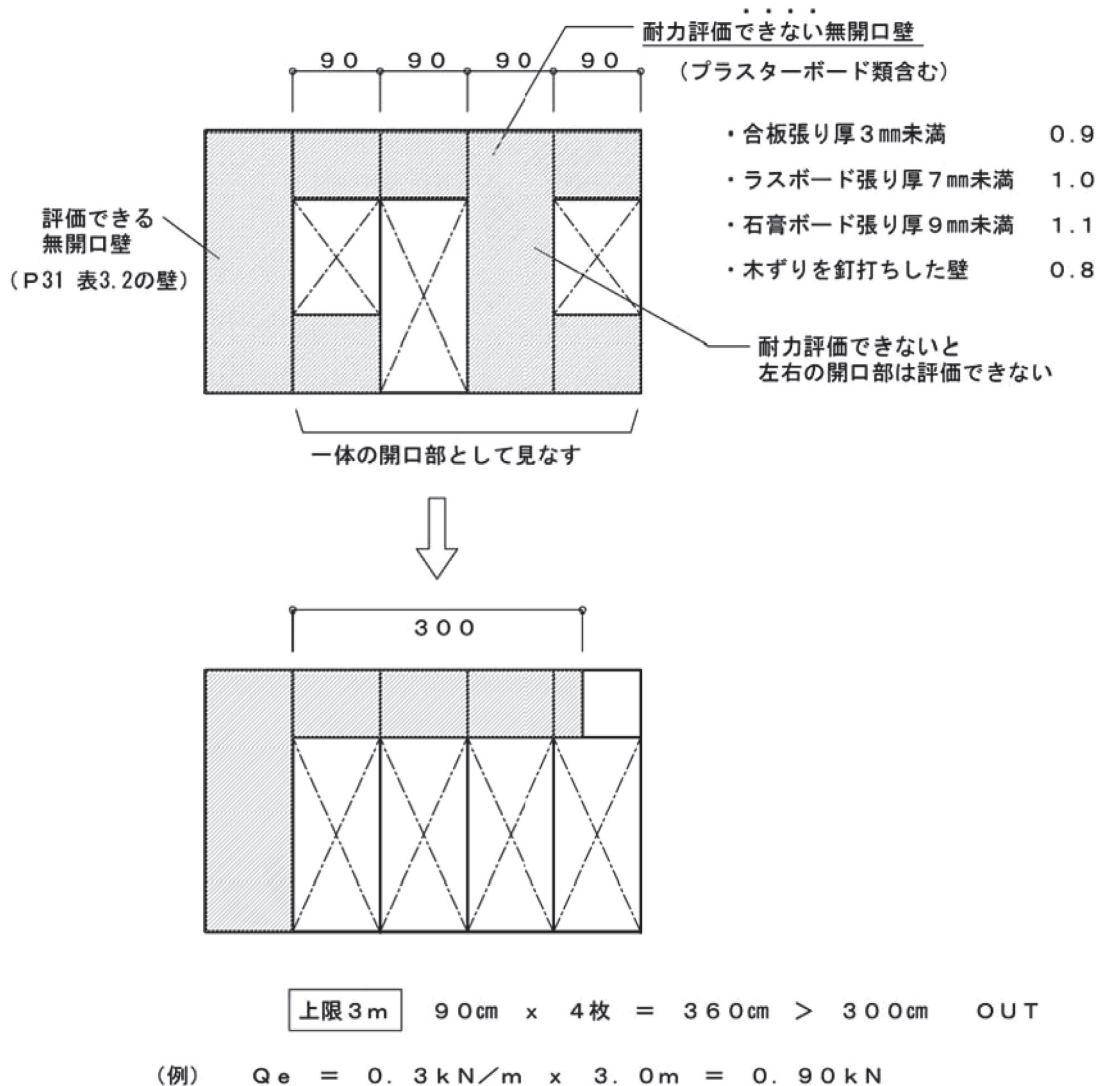
6. (共通) 開口部に隣接する壁が斜め壁の場合、  
開口部と同じ方向で耐力評価ができる場合 (45°以下に限定)、  
隣接する開口部を評価することができる。



(問題) 窓型開口部が斜めの場合の開口部耐力評価？



7. (共通) 開口部と開口部の間にある無開口壁が、耐力評価できない場合、当該壁を開口部と見なし、一体の開口部として見なす。



(一般) 一体の開口部を窓型開口部として評価できる場合には窓型開口部として、掃き出し型開口部として評価できる場合には掃き出し開口部として評価する。

(精密1) 連続する窓型開口と掃き出し型開口は、各開口部において、壁基準耐力(剛性)に開口部低減係数を乗じ、柱頭柱脚接合部低減と劣化低減を考慮して、一番安全側となる開口部の壁基準耐力(剛性)を基準として、一体の開口部と見なして評価する。 なお、耐力評価できない無開口壁(0 KN/m)は無視する。